

# 活動支援のための寄付のお願い

消費者支援ネット北海道は、会費収入・寄附金・事業収入等により運営されているNPO法人です。

消費者被害の未然防止・拡大防止の活動をさらに充実させるため、当法人の活動趣旨にご賛同いただける方からの寄附金を広く受け付けています。

一人でも多くの皆さまからご支援・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

## ◆皆さまからの寄附金は、消費者被害の未然防止・拡大防止のために活用させていただきます◆

当法人は内閣総理大臣の認証を受けた「適格消費者団体」として、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、契約に係る消費者トラブル等の調査・分析活動や事業者に対する申し入れ活動等に積極的に取り組んでいます。

<これまでの主な活動実績>

- ・アパート賃貸借契約に係るトラブルについての調査・申し入れ活動
- ・中古車買取契約におけるキャンセル料条項についての調査・申し入れ活動  
(1事業者に対して差止請求訴訟を提起)
- ・携帯電話契約におけるトラブルについての調査・申し入れ活動
- ・結婚式場契約におけるキャンセル料についての調査・申し入れ活動
- ・学習塾受講契約の契約解除条項についての調査・申し入れ活動
- ・クレジット枠換金商法に関する広告媒体への広告掲載中止要請、事業者への規制に関する行政への要請活動
- ・自動車保険における人身傷害保険約款についての調査・申し入れ活動 等

※詳しい活動内容については、トップページ右にあります「申入活動」をご覧ください。

## ◆寄附金の振込みは 郵便振替 でお願ひしております◆

郵便振替口座番号	02720-0-45081
金額	寄附金額(いくらでも結構です)
加入者名	特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道
通信欄	「寄附金」とご記入ください
ご依頼人	「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください

\*ご寄附いただいた方には、領収書を送らせていただきます。

## ◆◆◆ 寄附金等に対する税制上の優遇措置が受けられます ◆◆◆

消費者支援ネット北海道は「認定 NPO 法人」です。そのため、当法人に対する寄附金・賛助会員会費については、税制上の優遇措置が適用されます。

★優遇措置の内容および手続きについては、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください

\*「認定 NPO 法人」とは、NPO 法人のうちその運営組織および事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいいます。

★認定 NPO 法人制度について、詳しくは[内閣府ホームページ](#)をご覧ください

# ホクネットへの寄付金は 税額控除の対象になります

2011年6月に施行された「新寄付税制」により、**認定NPO法人への寄付による控除が、【税額控除】【所得控除】**のどちらを適用するか、という判断を寄付者（納税者）が選択できるようになりました。

## ◆一例として・・・◆

「年収500万で共働き・小学生の子供が2人の世帯のかたが、認定NPO法人に5万円を寄付」した場合を想定して計算してみます。（寄付額は1年間のトータル・あくまで一例としての概算です）

### <従来までの【所得控除】で計算した場合>

- ① 年収から控除額（給与所得控除・基礎控除・扶養控除）と**寄付控除**を引きます。
  - ② 1で出された課税所得に所得税率をかけた額が**所得税額**になります。
- ※あてはめてみると、500万からそれぞれを差し引き計算すると、**所得税額は129,700円**になります。

寄付したら、今までは最初から計算されて差し引かれて所得税が安くなっていたのね！

### <【税額控除】で計算をした場合>

- ① 年収から控除額（給与所得控除・基礎控除・扶養控除）を引きます（先ほどとは違い、ここでは寄付控除を引きません）
  - ② 1で出された課税所得額に所得税率をかけます。
- ここまでの計算だと、**所得税額は134,500円**になります。寄付控除をしていないので少し高いですね。

さっきより高いわ！？まだ寄付の分の控除をしていないからなの

- 税額控除は、ここで出た金額から**寄付控除額**を引くことになるので・・・
- ※134,500円から19,200円が引かれ、**115,300円**になり、先ほどの129,700円よりも**所得税額が減税**されます。
- 19,200円という金額は、5万円の寄付に対して控除される金額で【(寄付額 - 2000円) × 40%】で算出された額が控除の額になります。

所得控除で計算したときよりも、所得税額が減っているわ！

## ◆この手続きは、確定申告で行う必要があります◆

確定申告で手続きをします。先ほどの例の場合、確定申告をすれば、19,200円がそのまま戻るようになります。

パソコン、インターネット環境のある方は、国税庁のホームページにある「確定申告作成所」にある入力表に必要事項を入力するだけで、あとの計算は不要です。簡単になりましたね。

## !! ホクネットは認定NPOです !! 寄付金は税額控除の対象になります



★ご注意★ 高額所得者がある程度の額を寄付した場合は、税額控除ではなく所得控除のほうが減税額が多くなる場合もありますので、ご確認ください。